

○財務省告示第七十三号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十四年四月六日に発行した利付国債の発行
条件等を次のとおり告示する。
平成二十四年五月十一日

財務大臣 安住 淳

一 名称及び記号 利付国庫債券（十年）（第三百二十一回）

二 発行の根拠 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条
三 振替法の適用 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法
札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）
争入札発行という。）
争入札と同時に行われる入札であつて、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札を受けた各申込みの応募価格を募入額により加重平均して得られる価格をその発行価格とするものによる発行（以下「非競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であつて、財務大臣が各国債

七
払
込
金
額

行争非者特国
入価・別債
札格第参市
発競 I 加場

でた条特でた条特でた条特
千利第別五利第別二利第別
九付一會十付一會兆付一會
百国項の計に億債の計に九
八債に規関する法第
十四つ定に基律第
億いて、づき第四
円、額面金行十六
、額面金行十六

六
イ
発

行争非者特国札非
入価・別債発競
札格第参市
発競 I 加場

込募各割各各当も各
み限国り申申申の申
の度債当込込のら申
応募の市場特。の。の
額範の。別。募額を案
を割内参加者ごとの
り当いて各申
て。の申

五
イ
募
方
入
決
定
の

入法入
札格競
発競行争

非下額市
価一を場
格国定特
競債め別
争市る参
入場もの
札特参加
発別によ
行参加る
「者・行
と」第(以
い。第I度

十 三 二	十 二 一 イ	十 一 イ	九 八	ハ	ロ	イ																		
の 払 込 み	経 過 利 子 率	発 行 入 札	競 争 入 札	I 非 格 第	加 者 ・ 第	場 特 別 参 市	び 国 債 及	札 発 行 入	非 競 争 入	入 札 行 争	価 格 競 争 格	発 行 価 格 日	振 替 単 位	最 低 額 面 金	行 争 入 札 発 行	非 格 第 I	者 ・ 第 I	特 別 参 加	国 債 市 場	札 発 行 入	非 競 争 入	入 札 行 争	価 格 競 争	
式 に よ り 算 出 し た 金 額 を 第 二	は、 募 入 決 定 の 通 知 を 受 け た 者	年 一 〇 パ ー セ ン ト	十 三 銭 百 円 に つ き 九 十 九 円 九	十 二 銭 百 円 に つ き 九 十 九 円 九	十 二 銭 百 円 に つ き 九 十 九 円 九	十 二 銭 百 円 に つ き 九 十 九 円 九	十 二 銭 百 円 に つ き 九 十 九 円 九	十 二 銭 百 円 に つ き 九 十 九 円 九	十 二 銭 百 円 に つ き 九 十 九 円 九	十 二 銭 百 円 に つ き 九 十 九 円 九	十 二 銭 百 円 に つ き 九 十 九 円 九	平 成 二 十 四 年 四 月 六 日	す の 整 数 倍 の 金 額 に よ る も の と	の 記 載 又 は 記 録 は 最 低 額 面 金	振 替 法 の 規 定 に よ る 振 替 口 座 簿	五 万 円					千 九 百 八 十 二 億 六 千 百 十 二 万 円	百 四 十 八 千 七 百 十五 万 六 千 三	五 十 四 億 八 千 七 百 十五 万 六 千 三	二 兆 九 百 四 十 一 億 九 百 九 万 円

十号に規定する期日に払い込むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times \frac{10}{100} \times \frac{17}{365}}$$

(二)

発行時にあって、その利息に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるものについては、前記(一)の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十を乗じた金額(以下「発行金額」といふ)に、外国債を発行した者が非居住者である場合、又は、前記(一)の算式により算出した金額に、当該非居住者又は外国人が適用を受ける所得の税率を乗じた金額(以下「控除額」といふ)を加算することができる。

十四 初期利子

平成二十四年九月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う(以下「次号及び第十六号において規定する期日」といふ)。

$$\frac{\text{額面金額} \times \frac{10}{100} \times \frac{1}{2}}$$

十五 第二期利子

毎年三月二十日及び九月二十日を、支払期とし、各支払期において、その日以前六月に属する

十六 償還期限

平成三十四年三月二十日

二 十 十 十
十 九 八 七

償 元 払 入 者 払
還 利 場 札 者 込
金 金 所 参 者 込
額 支 金 加 者 込
日

額 日 財 平
面 本 務 成
金 銀 大 二
額 行 臣 十
百 百 か 四
円 円 通 年
に につ 知 四
つ づ を受 月
き 百 けた 六
円 者